

新農業委員さきま

任期満了に伴う越路町農業委員会委員の選挙は去る八月十一日執行されました。告示と同時に立候補の受付が開始され選挙による定数十六名のところ十九名の立候補届出があり、長い間無投票による選挙が続いていた農業委員の改選も、投票により新しい委員が選ばれました。

投票に引き続き当日午後七時半より役場において開かれ、選挙会(開票)で次のとおり

投票区	地域名	選挙権者		投票者数		投票率(%)				
		男	女	男	女	男	女			
1	浦谷	357	380	737	328	360	688	91.88	94.74	93.35
2	神来	154	189	340	151	181	332	98.05	97.31	97.65
3	神来	229	260	489	178	211	389	77.73	81.15	79.55
4	神来	55	63	118	54	61	115	98.18	96.83	97.46
5	神来	80	86	166	75	82	157	93.75	95.35	94.58
6	神来	111	107	218	110	105	215	99.10	98.13	98.62
7	神来	89	90	179	85	88	173	95.51	97.78	96.65
8	神来	48	53	101	47	51	98	97.92	96.23	97.03
9	神来	187	214	401	165	186	351	88.24	86.92	87.53
10	神来	193	192	385	170	160	330	88.08	83.33	85.71
11	神来	179	193	372	152	176	328	84.92	91.19	88.17
12	神来	168	176	347	155	154	309	92.26	86.03	89.05
13	神来	309	315	624	261	284	545	84.47	90.16	87.34
14	神来	210	243	453	200	222	422	95.24	91.36	93.16
15	神来	196	204	400	164	177	341	83.67	86.76	85.25
16	神来	112	123	235	108	121	229	96.43	98.37	97.45
17	神来	158	170	328	143	147	290	90.51	86.47	88.41
18	神来	139	147	286	124	135	259	89.21	91.84	90.56
19	神来	25	22	47	24	20	44	96.00	90.91	93.62
20	神来	90	95	185	73	79	152	81.11	83.16	82.16
21	神来	59	57	116	55	51	106	93.22	89.47	91.38
合計		3,148	3,379	6,527	2,822	3,051	5,873	89.64	90.29	89.98



得票速報をみる人たち

得票速報をみる人たち

得票 三七八票 堀 良一
住所 大字岩田 職業 農業
年令 六二才

得票 三〇七票 内山 善太
住所 大字東谷 職業 農業
年令 四九才

得票 二九五票 藤 沢 岩夫
住所 大字千谷沢 職業 農業
年令 四九才

得票 二九五票 大 矢 清次郎
住所 大字塚野山 職業 農業
年令 五三才

得票 二九〇票 長谷川 伊三郎
住所 大字西谷 職業 農業
年令 六二才

得票 二八九票 高橋 三義
住所 大字不動沢 職業 農業
年令 二八才

得票 二八六票 関 信義
住所 大字 浦 職業 農業
年令 五二才

得票 二八二票 渡辺 五郎
住所 大字飯塚 職業 農業
年令 六三才

得票 二七七票 内 藤 清志
住所 大字 浦 職業 農業
年令 六三才

得票 二六六票 佐 藤 栄作
住所 大字 浦 職業 農業
年令 二八才

得票 二六二票 波 辺 五郎
住所 大字飯塚 職業 農業
年令 六三才

得票 二五七票 平石 宏
住所 大字 浦 職業 農業
年令 四八才

得票 二五七票 番場 義雄
住所 大字 浦 職業 農業
年令 二六才

得票 二四九票 齊藤 長一郎
住所 大字 浦 職業 農業
年令 一九才

選挙人名簿縦覧のお知らせ

越路町選挙管理委員会では九月十一日から十五日までの間、九月一日現在で新しく登録される方々の選挙人名簿を越路町役場で縦覧します。

今回登録される方々は次のとおりです。

1. 昨年十二月三十一日から今年六月一日まで転入した方で九月一日現在二十才以上の方

2. 昭和二十五年四月二十八日

おわび

前号の農免道路の記事、画面の中で、県道高鳥来迎寺線と県道長岡小国松代線の標示が入り変わっておりましたので訂正しておわびします。

飲んだだけでも処罰

改正道交法八月二十日から実施

すさまじい勢いで増え続ける自動車、それに伴って起る交通事故、交通の渋滞、これらに対処するためにこのたび道交法の一部が改正され八月二十日から施行されました。

今回の改正の特徴としては、交通暴力といわれている飲酒運転の罰則強化、免許欠格期間の延長、交通巡視員の増設等があげられます。

運転者関係

改正の主な内容は次の通りです。

① 飲酒運転の罰則強化

① 飲酒運転がすべて禁止されます。

② 酒酔い運転の罰則が最高懲役二年に引き上げられます。

③ 酒気帯び運転(血液一ミリリットル中に〇・五ミリグラム、または呼吸一リットル中に〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有)は三月以下の懲役、または三万円以下の罰金となります。

④ 警察官による呼吸検査を受けることが義務づけられ、これを拒否すると罰せられます。

⑤ 悪質な違反事故による運転免許の欠格期間は最高三年に延長されます。

交通反則通告制の適用拡大

少年についても交通反則通告

制が適用されます。

① 交差点の手前で進行方向別(直進、右折、左折)に車の通行帯が指定されているときは、その通行帯を通行、また交差点内で直進、右折、左折車の進行区分が指定されているときは、その区分を進行しなければなりません。

② 児童、幼児の乗降のため停車中の通学、通園バスの横を通るときは除行して安全を確認しなければなりません。

③ 違反すると懲役三月以下または三万円以下の罰金

③ 自転車道が設けられている場合は、自転車以外の車はこの自転車道を通行できません(違反すると三月以下の懲役または三万円以下の罰金)

④ 車輪通行帯が設けられている道路でその道路の通路標示

歩行者関係

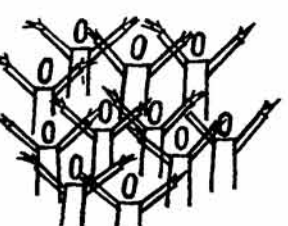
歩行者も運転者と同様、交通巡視員の行う交通整理、通行方法の指示に従わねばなりません。

管理者関係

悪質運転を命令したり、認めたりした場合の罰則が運転者と同一に引き上げられます。(酒酔い運転は二年以下の懲役または五万円以下の罰金、積載制限違反は三月以下の懲役または三万円以下の罰金)

一般

飲酒運転をする恐れがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめることは禁止されます。



国勢調査

調査票の記入は九月二十四日から三十日まで

七月号では、国勢調査の概要をお伝えいたしました。実際の調査は、国勢調査調査員によって九月二十四日から三十日までの間に受持ち調査区内の各世帯を訪問し、調査票とその記入例を配布し、氏名や、男女の別、出生の年月など二十項目について、記入を依頼します。

世帯で記入した調査票は、十月一日から五日までの間に調査員が各世帯を訪問して回収します。

個人の秘密はかく守られます。

国勢調査では、個人や世帯についていろいろと立ち入ったことを調査しますが、これらの申告されたことからは、統計をつくるために用いられ、その他の目的、たとえば課税などの目的に使われることは決してありません。また、調査員や調査関係者が調

査上知りえた個人的なことから他にもらすことも「統計法」の規定によって固く禁じられておりますので正しい申告をお願いいたします。

□ 次の方達が各家庭を訪問

国勢調査員(敬称略)

朝日松井清、来迎寺深井和郎、長谷川清治、小林当平、深井徹司、岡村徳治、小林正二、永井国司、小野塚重作、小林国三郎、杉茂勇吉、杉本順一郎、西野山本勝蔵、飯島横山武夫、篠花中島五十嵐三好、中沢番場惣二、神谷宮川三郎、高橋ヨシ、白井軍一、浦岡村峯吉、関信義、佐藤辰司、関与作、佐藤栄作、平沢美代太郎、関天孝次郎、蓋ヶ島新保一夫、山崎亮一、仲島大塚栄三郎、岩野野上公平、大塚義雄、半藤清三郎、沢下長東直、丸山秀雄、飯塚川川政一、中静俊之、郷泰鷲頭申也、田中秀雄、田中四正八、渡辺源市、岩田関谷信吉、中川新太郎、林貫次、堀良一、西脇秀一、丸山久三郎、平田正男、不動沢宮沢与司松西沢和夫、金子富美子、西谷浅井喜代司、小林鉄雄、長谷川美喜太郎、長谷川富太、長谷川伊三郎、東谷永井健治、内山善太、木曾繁吉、五十嵐芳次郎、塚野山島光太郎、米山徳吉、内山文一郎、内山

太郎治、大橋吉之助、小坂竹内広栄、内山平治、菅沼藤沢定雄

新潟県の人口は？

今年の国勢調査による新潟県の人口はいくらになるでしょうか。

一、応募方法 「官制はがき」を使用し、一枚に一点の予想人口および住所・氏名を明記のこと。

二、締切 昭和四十五年十月一日(当日消印有効)

三、送り先 新潟西局区内新潟県企画開発部統計課内、国勢調査新潟県実施本部あて

四、賞金 本年十二月末までに総理府統計局から公表される速報人口に基づきこれに的中したものとおよび近似的な数により次のとおり入賞者を決定する。

一等 一人 五千元

二等 一人 三千元

三等 一人 二千元

入賞 十人 五百円

五、発表 本年十二月末までに新潟日報(にいがた県報)に発表するとともに入賞者に通知する

六、参考 前回国勢調査人口……二二九万八、九三一人 昭和四十四年(推計人口)……二二五万七、四七一人